

國民協議主義的政治機構改革案に對する批評

國政研究會

昭和十四年九月

群馬県立図書館蔵

6613

注 意 事 項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館

前橋市日吉町一丁目14-8
電話 (0272) ③ 3008 番

昭和十四年八月

國民協議主義的政治機構改革案に對する批評

國民協議主義的政治機構改革案の承認と其の

昭和十四年八月

國民協議主義的政治機構改革案に對する批評

一、

政友會の所謂正統派總裁久原房之助氏は
予て一國一党論の主張者として知られてゐ
るが最近其の持論の實踐を決意したものの
如く新聞は所謂正統派幹部會の承認を經
た國民協議會案なるものを傳へてゐる。
新聞の傳うる所が簡單である許りでなく、

新聞。數々。所々。新聞。早。ある。た。い。う。か。
又。新聞。早。會。集。い。る。も。を。對。へ。る。も。
又。新聞。早。會。集。い。る。も。を。對。へ。る。も。
又。新聞。早。會。集。い。る。も。を。對。へ。る。も。
又。新聞。早。會。集。い。る。も。を。對。へ。る。も。
又。新聞。早。會。集。い。る。も。を。對。へ。る。も。
又。新聞。早。會。集。い。る。も。を。對。へ。る。も。
又。新聞。早。會。集。い。る。も。を。對。へ。る。も。
又。新聞。早。會。集。い。る。も。を。對。へ。る。も。
又。新聞。早。會。集。い。る。も。を。對。へ。る。も。

趣旨の説明も新聞によつて必ずしも同一でな
く、多少正確を欠く嫌あるを免れないが、今
八月三日東京朝日の記事を基礎として右
協議會案に對する感想の一端を畧記す
れば次の如くである。

二、

一、國民協議會案は日本政治革新の哲學
的理論的基礎思想を欠き（この点は久
原氏の著書「國民を基礎とする政治
機構改革に關する私見、國民協議會趣

（Faint, illegible handwritten text in a large box on the right page, likely bleed-through from the reverse side of the paper.)

觀的に一箇の社會的、倫理的行為として
當然であるのみならず、又其實踐的成果
を確保するが爲にも欠く可からざる條件
である。この故に傳統的な政治組織内に
おける普通の改革とは異り協議會案の
如き基本的組織や傳統的體系其ものを
変更するを目的とする革新案は根本的
な改革の基礎理論を必要とする。獨、伊
ポルトガル、スペイン、土耳其等の所謂單
一政黨國家が世界觀的國家であり、闘争
的國家であつて多黨主義的國家とは基
本的に異つた一定の世界觀的前提に出

本邦の果して一政の改革に在りては、
一、其の目的は、世界各國の政治を模倣するに在り、
二、其の手段は、法律の制定に在り、
三、其の目的は、人民の幸福に在り、
四、其の手段は、教育の普及に在り、
五、其の目的は、国家の強盛に在り、
六、其の手段は、軍備の増強に在り、
七、其の目的は、外交の改善に在り、
八、其の手段は、通商の発展に在り、
九、其の目的は、産業の振興に在り、
十、其の手段は、交通の便化に在り、
十一、其の目的は、衛生の増進に在り、
十二、其の手段は、警察の整備に在り、
十三、其の目的は、司法の公正に在り、
十四、其の手段は、行政の効率に在り、
十五、其の目的は、財政の健全に在り、
十六、其の手段は、税制の公平に在り、
十七、其の目的は、金融の安定に在り、
十八、其の手段は、銀行の整備に在り、
十九、其の目的は、労働の保護に在り、
二十、其の手段は、労働法の制定に在り、
二十一、其の目的は、農民の救済に在り、
二十二、其の手段は、農民組合の組織に在り、
二十三、其の目的は、商人の保護に在り、
二十四、其の手段は、商法の整備に在り、
二十五、其の目的は、知識階級の地位向上に在り、
二十六、其の手段は、教育制度の改革に在り、
二十七、其の目的は、宗教の自由に在り、
二十八、其の手段は、憲法の保障に在り、
二十九、其の目的は、言論の自由に在り、
三十、其の手段は、憲法の保障に在り、
三十一、其の目的は、集會の自由に在り、
三十二、其の手段は、憲法の保障に在り、
三十三、其の目的は、結社の自由に在り、
三十四、其の手段は、憲法の保障に在り、
三十五、其の目的は、職業の自由に在り、
三十六、其の手段は、憲法の保障に在り、
三十七、其の目的は、移住の自由に在り、
三十八、其の手段は、憲法の保障に在り、
三十九、其の目的は、婚姻の自由に在り、
四十、其の手段は、憲法の保障に在り、
四十一、其の目的は、離婚の自由に在り、
四十二、其の手段は、憲法の保障に在り、
四十三、其の目的は、相続の自由に在り、
四十四、其の手段は、憲法の保障に在り、
四十五、其の目的は、遺贈の自由に在り、
四十六、其の手段は、憲法の保障に在り、
四十七、其の目的は、財産の自由に在り、
四十八、其の手段は、憲法の保障に在り、
四十九、其の目的は、消費の自由に在り、
五十、其の手段は、憲法の保障に在り、
五十一、其の目的は、生産の自由に在り、
五十二、其の手段は、憲法の保障に在り、
五十三、其の目的は、競争の自由に在り、
五十四、其の手段は、憲法の保障に在り、
五十五、其の目的は、協定の自由に在り、
五十六、其の手段は、憲法の保障に在り、
五十七、其の目的は、罷免の自由に在り、
五十八、其の手段は、憲法の保障に在り、
五十九、其の目的は、弾劾の自由に在り、
六十、其の手段は、憲法の保障に在り、
六十一、其の目的は、解散の自由に在り、
六十二、其の手段は、憲法の保障に在り、
六十三、其の目的は、再選の自由に在り、
六十四、其の手段は、憲法の保障に在り、
六十五、其の目的は、任期の自由に在り、
六十六、其の手段は、憲法の保障に在り、
六十七、其の目的は、年齢の自由に在り、
六十八、其の手段は、憲法の保障に在り、
六十九、其の目的は、性別の自由に在り、
七十、其の手段は、憲法の保障に在り、
七十一、其の目的は、民族の自由に在り、
七十二、其の手段は、憲法の保障に在り、
七十三、其の目的は、宗教の自由に在り、
七十四、其の手段は、憲法の保障に在り、
七十五、其の目的は、言語の自由に在り、
七十六、其の手段は、憲法の保障に在り、
七十七、其の目的は、文字の自由に在り、
七十八、其の手段は、憲法の保障に在り、
七十九、其の目的は、思想の自由に在り、
八十、其の手段は、憲法の保障に在り、
八十一、其の目的は、良心の自由に在り、
八十二、其の手段は、憲法の保障に在り、
八十三、其の目的は、名誉の自由に在り、
八十四、其の手段は、憲法の保障に在り、
八十五、其の目的は、生命の自由に在り、
八十六、其の手段は、憲法の保障に在り、
八十七、其の目的は、財産の自由に在り、
八十八、其の手段は、憲法の保障に在り、
八十九、其の目的は、職業の自由に在り、
九十、其の手段は、憲法の保障に在り、
九十一、其の目的は、移住の自由に在り、
九十二、其の手段は、憲法の保障に在り、
九十三、其の目的は、婚姻の自由に在り、
九十四、其の手段は、憲法の保障に在り、
九十五、其の目的は、離婚の自由に在り、
九十六、其の手段は、憲法の保障に在り、
九十七、其の目的は、相続の自由に在り、
九十八、其の手段は、憲法の保障に在り、
九十九、其の目的は、遺贈の自由に在り、
百、其の手段は、憲法の保障に在り、

發する國家たるのはこの理由に基くもの
である。従つて何等の明瞭な理論的主張を
基礎としてゐない國民協議會案なるもの
はこの点において所謂正統派の政治理論
的貧困を曝露してゐるものと云ひ得る許
りでなく、夫れ自身において羊頭を掲げ
て狗肉を賣る底の既成政党的非常時的
カムフラージである。一箇の老獪なる機會
主義的態度に過ぎないものと云はなければ
ならない。勿論改革要綱は臣民翼賛の大
義に言及してゐる。だが日本憲法の條章に
循ひ肇國の精神を恢弘し、臣民翼賛の大

義を全ふすることは従來の政黨と雖も當然自明の前提とする所である。夫れ自身において何等特殊な革新的意義を有するものでなく、問題の改革要綱は従來の政黨の大同團結を目的とするものに過ぎない。

大日本國憲法に於ては、主權在國民の原則を明記し、國民の権利義務を規定し、國家の組織と機能を定むることを以て、其の目的を達せしむることを期す。此の點に於て、國民の権利義務を明記し、國家の組織と機能を定むることは、國民の権利義務を明記し、國家の組織と機能を定むることを期す。此の點に於て、國民の権利義務を明記し、國家の組織と機能を定むることは、國民の権利義務を明記し、國家の組織と機能を定むることを期す。

ハ、問題の國民協議會政治は偽善と形式主義の所謂自由民主主義と同様其窮極の基礎思想において意思の創造性を無視した卑屈な環境順應主義であり、マンチエスター商人哲學に基礎を有する功利主義的妥協主義に墮してゐる。従つて權威なく興亜日本の難局を打開克服するに足るべき指導力の組織を欠如してゐることは當然である。

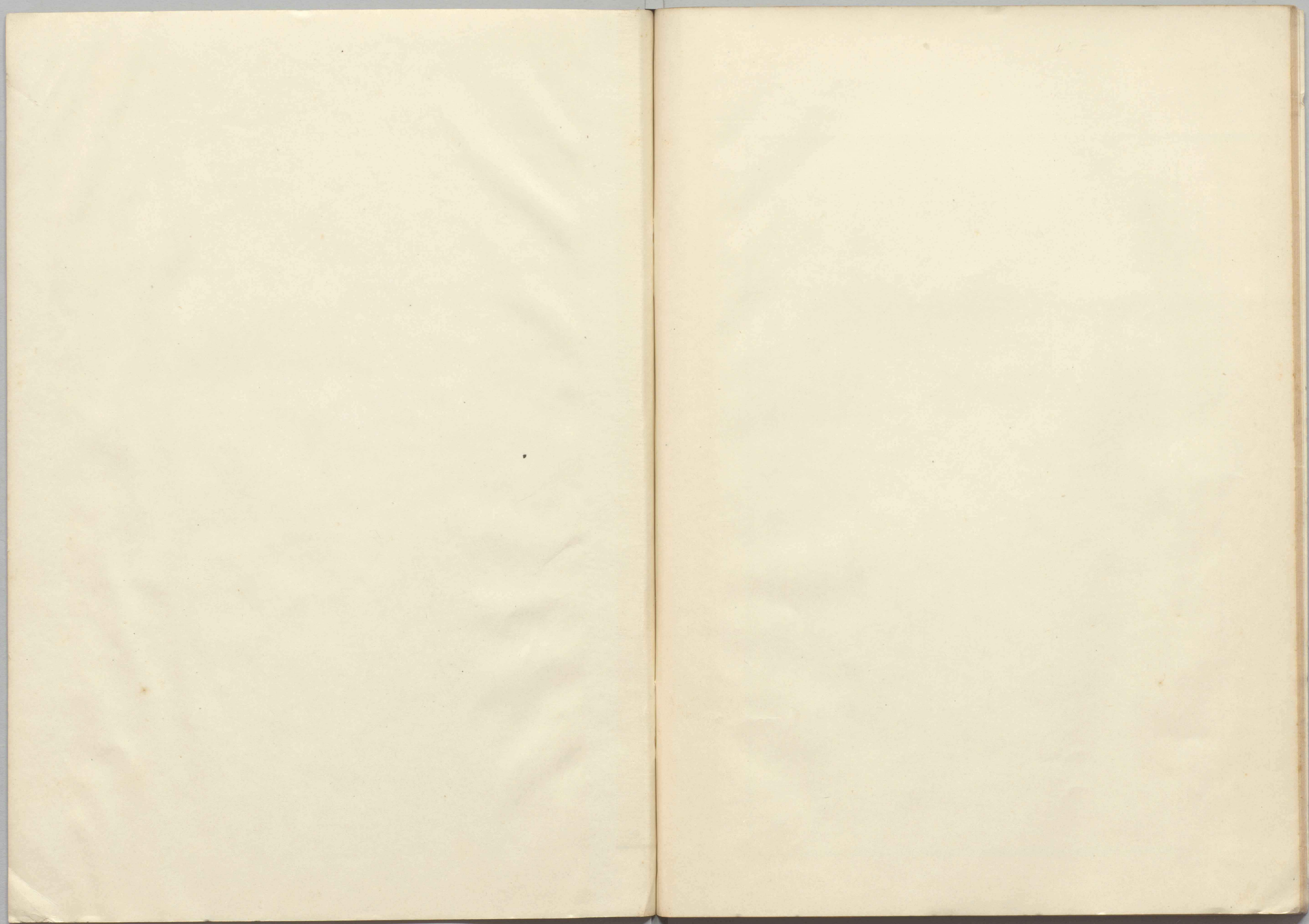
國民協議會制はかくの如くは權威性を欠き創造的指導力を欠くことは消極的には既に指摘した思想や政治の貧困の必然

國政研究會

國政研究會

以上諸點は國民協議會要綱に對する批判の理論
的側面に過ぎないが、その技術的欠陥や不明瞭性
は國家と協議會の關係において明らかに現はれて
ゐる。之を歐洲における單一政黨の國家について
觀るも、國家と黨との關係も如何にすべきかについて
は、基本的に二つの異つた主義が行はれてゐる。其
一つは組織的法的結合主義であり、他の一つは實際
の運用によつて兩者の融合を確保せんとする併行主
義である。協議會案はこの問題について如何なる
態度を採り、解決せんとするかは曖昧であつて、若し
組織的結合主義をとらんとする趣旨ならば、
現在の憲法の實行の不可能なる場合を生ずる

やも保し難い。然し總べて之等の問題は技術的
 問題でもあり、詳細な立案を俟つて批評する
 を妥當とするから、茲では之れを省略する。



006613

群馬県立図書館



0706613-7